特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	栗原市住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援 給付金給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗原市は、栗原市住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

栗原市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル					
①事務の名称	栗原市住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金給付事務 基礎項目評価書				
②事務の概要	業原币住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務				
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名 				
(1)市町村民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)口座情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 ■情報提供なし				
5. 評価実施機関における					
①部署	市民生活部社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					

	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
詩文英		栗原市市民生活部社会福祉課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-1340							
	8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ							
	連絡先	栗原市市民生活部社会福祉課 住所 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話番号 0228-22-1340							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和5年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和5年6月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それぞれ重	点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記
載されている。		1 - 1 VE 10 1 - 2	
2. 特定個人情報の人手(情報提供ネットワークシステ	ムを通じた人手	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	- 伝(委託や情報提供ネットワーク	システムを通じた	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・	答 発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない